

外国人向け観光パンフレット制作業務委託仕様書

本仕様書は、長岡市（以下「市」という。）が「外国人向け観光パンフレット制作業務（以下「本業務」という。）」を委託するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務名

外国人向け観光パンフレット制作業務

2 業務目的

本業務は、外国人に対する市の認知度向上、また、旅行先に選んでもらうための後押しや、旅行者の滞在時間・観光消費の拡大が期待できるようなパンフレットを新たに制作し、市の観光振興に寄与することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 市観光パンフレットに係る企画・構成・取材・撮影・ライティング・翻訳・編集及びイラスト（地図マップ含む）等の作成

ア 各施設及び関係団体への取材・撮影の協力依頼及び掲載内容確認（校正）については、受託者が行うものとする。

イ 写真、イラスト、その他必要な素材は受託者において入手することを基本とするが、別途協議の上、市所有の素材を使用することができる。

ウ 原則として3回以上の校正作業を実施すること。

(2) 市観光パンフレットの印刷・製本及び納品

ア 規格：中綴じ（冊子形式）、表紙サイズはA4以下で自由提案とする。

イ 色数：全頁4色印刷（フルカラー）

ウ 言語：英語、中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語の4言語

エ ページ数：8～20ページの範囲で自由提案とする。

オ 紙質：自由提案とする。

カ 印刷部数：5,000部

※紙での納品は英語版のみとし、中国語版（簡体字・繁体字）及び韓国語版は電子データのみ納品とする。

キ 納品先：観光企画課（令和8年4月1日以降は観光課）が指定する倉庫

(3) その他外国人向け観光パンフレットの作成に必要な業務

5 業務要件

- (1) 「旅マエ」での活用（Webでの閲覧、主要ターミナルでの配架、イベントでの配布など）を前提とし、思わず手に取ってみたいくなるようなパンフレットとするため、表紙デザイン、規格等を工夫すること。
- (2) 見る・食べる・買う・体験する・泊まる等、旅行者が求めると思われる情報を「長岡ならでは」の視点で魅力的かつわかりやすく伝えること。
- (3) 見やすく工夫された地図（広域・市内全体・市内詳細等）と交通アクセス情報を掲載すること。
- (4) モデルコースを効果的に挿入するなど、市内での周遊性を高め、滞在時間の増加や市への経済波及効果向上が期待できるものとする。
- (5) 全体的に魅力的な写真やイラスト、キャッチコピーを効果的に挿入し、読み手に対して「ワクワク感」を与え、当市への来訪意欲が高まるような紙面とすること。
- (6) 本業務における翻訳作業については、受注者は専門性および品質を確保するため、必要に応じて翻訳専門業者等へ再委託することができるものとする。当該翻訳にあたっては、英語を母語とする者（ネイティブスピーカー）による確認・校正を行うなど、適切な品質管理を実施すること。ただし、最終的な成果物の品質については、受注者が一元的に責任を負うものとする。なお、翻訳作業に係る再委託については、本仕様書第7項（再委託の制限）に該当しないものとし、市の承諾を要しない。
- (7) 上記（1）～（6）のほか、特集やコラム等、当市への興味や来訪意欲の向上につながるような内容を受託者から自由に提案できることとする。

6 成果品

- (1) 市観光パンフレット
英語版（印刷物） 5,000部
- (2) 上記（1）のパンフレットの各言語版（英語、中国語〔簡体字・繁体字〕、韓国語）について、PDFデータ（ウェブ掲載用）、イラストレータデータ及び写真データを収めたCD-R等 3枚
- (3) 英語版、中国語版（簡体字・繁体字）及び韓国語版の各パンフレット内容に対応した日本語仮訳データ 一式

7 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により市の承諾を得たときは、この限りでない。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、市への状況報告等）を徹底すること。
- (2) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、利用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (3) 取材、制作に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- (4) 本業務で受託者が撮影し、成果品に使用した写真データは市が自由に利用できることとする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。
- (6) 長岡市議会において、当該業務に関わる議案が否決等された場合は、選考を中止する。
- (7) 本業務は、国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、業務の見直しを検討し、本募集案内の内容に変更が生じる場合（(例)上限額、契約期間、仕様等）がある。